第２次尼崎市教育振興基本計画（概要版）

あまたの可能性が、さきを拓く
自分をつくり 互いを認める教育

教育振興基本計画とは

教育振興基本計画は、**市の今後5年間の教育施策の方向性を示す基本的な計画**です。

教育基本法（昭和22年法律第25号）で**国に策定が義務づけられており、地方公共団体（県・市など）の策定は、努力義務とされています**。尼崎市では、**本計画が第2次計画**となります。

国・県ともに計画期間は5年で、本市も令和7年度から令和11年度の5年間を計画期間としています。

この計画に込めた想い

子どもたちには、**数多（あまた）の可能性が**あります。その可能性を最大限に引き出し、**未来（さき）を拓く**人材を育成することが教育を提供する我々に求められる役割です。

教育を通じて、子どもたちが「自分は可能性に溢れているんだ」と自信を持ち、自らを考え、表現し、行動することで**自分**の人生**をつくり**出すこと、**互いに認め合う**ことで他者と協働しながら困難を乗り越える力や、他人の気持ち・立場を尊重する心を育むことを目指します。

あまたの可能性が、さきを拓く
自分をつくり　互いを認める教育　はこうした「尼崎市の教育が目指す姿」を表した本計画のテーマです。全ての教職員で目指す姿を共通認識とし、尼崎市の教育をさらに推進するべく、設定しました。

基本方針

【未来志向の教育】

これからの子どもたちは新たな困難や課題に直面しながらも、目標や希望を持ち、生涯を意欲的に過ごし、未来社会を創っていくという重要な役割を担っています。変化に受け身ではなく、主体的かつ柔軟に他者と協働し、問題を解決するといった能力や新しい社会を創り出す力が今後一層求められます。教員が専門性を高め、成長できるよう支援するとともに、私たちがこれまで築き上げてきた教育環境を土台として、変化に柔軟に対応し、子どもたちがこれからの社会を生き抜くことができるよう、未来を見据えた教育に取り組みます。

【個の尊厳や人権の尊重】

多様性を認め合うことがより求められる中、他人の気持ちや立場を尊重するとともに、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる、ウェルビーイングの向上を図っていく必要があります。特に学校教育では、子どもたちが持てる力を最大限に発揮できるよう、個々の置かれている状況や能力に応じた教育を提供します。

【家庭・地域社会との連携】

複雑化・多様化する社会にあって、家庭・地域が担うべき役割を踏まえつつ、地域における教育力向上を目指します。学校園を核とした、地域とともにある学校づくりを進めるとともに、地域に根差した特色ある学校づくりを推進します。

施策を展開するにあたり、大切にする３つの視点

1.一人ひとりに寄り添うこと

子どもたちの状況や能力に応じた教育を提供し、一人ひとりが持てる力を最大限に発揮できるように支援します。

2.挑戦を後押しすること

子どもだけでなく、市民や教員の挑戦を後押しします。
特に教員一人ひとりの専門性を発揮した取組を支え、市内の学校園で相乗効果を生み出します。

3.発信と共有で進化すること

情報発信や対話を通じて、絶えず施策を振り返り、改善します。

７つの各論

各分野が横断的に施策を展開するべく再編しました

- 各論１　学ぶ力と健やかな体の育成
- 各論２　多様性と包摂性のある教育の推進
- 各論３　豊かな心の育成、いじめ防止
- 各論４　教育環境の整備
- 各論５　教員の育成・勤務環境の整備
- 各論６　学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実
- 各論７　市民の多様な学びと活動を支える機会の充実

本計画の進捗管理

計画を着実に進捗させるため、学識経験者等で構成する教育振興審議会において、計画内で設定した**成果指標も活用しながら、評価・点検を行います。**

尼崎市教育委員会事務局 管理部企画管理課
〒661-0024　尼崎市三反田町1丁目1番1号
[TEL] 06(4950)5654　[FAX] 06(4950)5658
[Email] ama-kyouiku-somu@city.amagasaki.hyogo.jp

計画本編

各論１　学ぶ力と健やかな体の育成

就学前教育
◆就学前教育の３つの柱の推進
◆市立幼稚園の運営体制整備

学ぶ力の育成
◆個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実による確かな学力の育成
◆学びの基礎力・課題解決能力の育成

外国語教育
◆グローバルな人材を育成する外国語教育の更なる推進

体力向上、健康教育
◆運動・スポーツの習慣化と様々な健康課題を踏まえた健康教育の推進

高等学校教育
◆市立高等学校の特色化の推進と社会に開かれた教育課程」の実現

学校給食
◆学校給食の活用による食育の推進

各論２　多様性と包摂性のある教育の推進

不登校支援
◆相談体制の質的・量的充実
◆支援を必要とする子どもの長所・強みに着目する視点の重視と、
多様な教育ニーズへの対応の推進

特別支援教育
◆全学校園でのインクルーシブ教育の推進
◆合理的配慮の提供に向けた体制の整備と基礎的環境整備の充実

多文化共生
◆共生社会の実現に向けた取組の推進

各論３　豊かな心の育成、いじめ防止

人権教育
◆実践的行動力を育成する人権教育の推進

道徳教育、体験活動
◆学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成

いじめ防止
◆いじめ未然防止対策の充実

地域への誇りと愛着の醸成
◆ 尼崎への誇りと愛着の醸成

各論４　教育環境の整備

学校施設の整備
◆学校施設マネジメント計画の着実な推進と社会情勢の変化に応じた学校づくり
◆安全・安心でおいしい給食の提供に向けた環境整備

ＩＣＴ環境の整備
◆国の動向や社会情勢を踏まえたICT環境整備
◆個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けたICTの活用

保護者の負担軽減
◆保護者の負担軽減に向けた取組

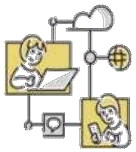

各論５　教員の育成・勤務環境の整備

教員の育成
◆令和の日本型教育の実現に向けた教員の育成
◆教員がやりがいを感じる環境づくり

勤務環境の整備
◆教員の働き方改革の推進

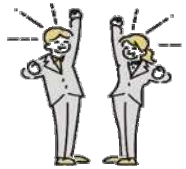

各論６　学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実

コミュニティ・スクール
◆コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による
「地域とともにある学校づくり」の実現

地域クラブ活動
◆多様なスポーツ活動及び文化・芸術活動に関わることができる環境の確保

青少年健全育成・非行防止
◆青少年健全育成・非行化防止に向けた、補導活動や啓発活動の継続

各論７　市民の多様な学びと活動を支える機会の充実

歴史・文化財
◆文化財保存活用地域計画の策定と推進
◆歴史博物館の魅力向上と情報発信

図書館
◆図書サービス網のさらなる充実

スポーツ振興
◆健康ふれあい体育館等を中心としたスポーツに触れる機会の確保

地域学校協働活動
◆地域学校協働活動を通じた活動機会の充実

社会教育
◆人権の学びを支える機会の充実
◆地域の歴史や図書等を通じた学習の支援の継続

第２次尼崎市教育振興基本計画

令和７年度－令和 11 年度

あまたの可能性が、さきを拓く

自分をつくり 互いを認める教育

尼崎市教育委員会

この計画に込めた想い

子どもたちには、**数多（あまた）の可能性が**あります。その可能性を最大限に引き出し、**未来（さき）を拓く**人材を育成することが教育を提供する我々に求められる役割です。

教育を通じて、子どもたちが「自分は可能性に溢れているんだ」と自信を持ち、自らを考え、表現し、行動することで**自分**の人生**をつくり**出すこと、**互いに認め合う**ことで他者と協働しながら困難を乗り越える力や、他人の気持ち・立場を尊重する心を育むことを目指します。

あまたの可能性が、さきを拓く　自分をつくり　互いを認める教育　はこうした「尼崎市の教育が目指す姿」を表した本計画のテーマです。全ての教職員で目指す姿を共通認識とし、尼崎市の教育をさらに推進するべく、設定しました。

本計画の位置づけ

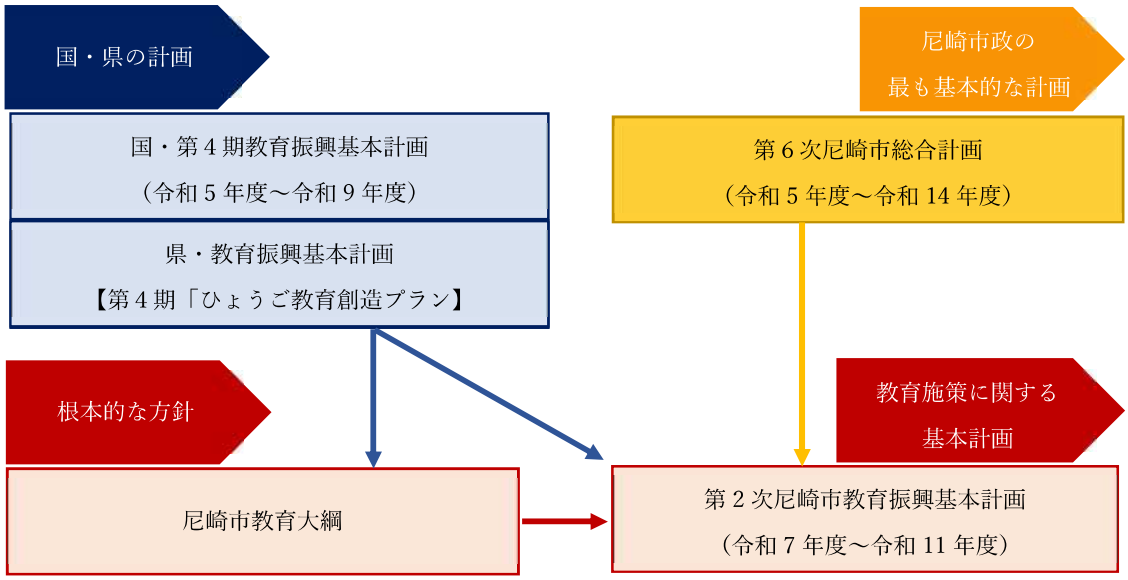

この計画は、教育基本法（昭和二十年法律第二十五号）第十七条第二項に基づき、策定するものです。本計画は、国の教育振興基本計画等を参酌※し、作成しています。

※参酌・・・他のものを参考にすること

第１部　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７

基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８

第２部　各論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ９

３つの視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10

各論１　学ぶ力と健やかな体の育成

（就学前教育、学力、学びの基礎力、課題解決能力、外国語教育、体力向上 、健康教育、高等学校教育、学校給食など）

【1－1】就学前教育の３つの柱の推進（P11）
【1－2】市立幼稚園の運営体制整備（P12）
【1－3】個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実による確かな学力の育成（P13）
【1－4】学びの基礎力・課題解決能力の育成（P15）
【1－5】グローバルな人材を育成する外国語教育の更なる推進（P16）
【1－6】運動・スポーツの習慣化と様々な健康課題を踏まえた健康教育の推進（P17）
【1－7】市立高等学校の特色化の推進と「社会に開かれた教育課程」の実現（P18）
【1－8】学校給食の活用による食育の推進（P19）

各論２　多様性と包摂性のある教育の推進

（不登校支援、特別支援教育、多文化共生　など）

【2－1】相談体制の質的・量的充実（P20）
【2－2】支援を必要とする子どもの長所・強みに着目する視点の重視と、
多様な教育ニーズへの対応の推進（P21）
【2－3】全学校園でのインクルーシブ教育の推進（P22）
【2－4】合理的配慮の提供に向けた体制の整備と基礎的環境整備の充実（P23）
【2－5】共生社会の実現に向けた取組の推進（P24）

各論３　豊かな心の育成、いじめ防止

（人権教育、道徳教育、体験活動、いじめ防止、地域への誇りと愛着の醸成　など）

【3－1】実践的行動力を育成する人権教育の推進（P25）
【3－2】学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成（P26）
【3－3】いじめ未然防止対策の充実（P27）
【3－4】尼崎への誇りと愛着の醸成（P28）

各論４　教育環境の整備

（学校施設の整備、ICT 環境の整備、保護者の負担軽減　など）

【4－1】学校施設マネジメント計画の着実な推進と社会情勢の変化に応じた学校づくり（P29）
【4－2】安全・安心でおいしい給食の提供に向けた環境整備（P30）
【4－3】国の動向や社会情勢を踏まえた ICT 環境整備（P31）
【4－4】個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた ICT の活用（P31）
【4－5】保護者の負担軽減に向けた取組（P32）

各論５　教員の育成・勤務環境の整備

（教員の育成、勤務環境の整備　など）

【5－1】令和の日本型教育の実現に向けた教員の育成（P33）
【5－2】教員がやりがいを感じる環境づくり（P34）
【5－3】教員の働き方改革の推進（P35）

各論６　学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実

（コミュニティ・スクール、地域クラブ活動、　青少年健全育成・非行防止など）

【6－1】コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による
「地域とともにある学校づくり」の実現（P36）
【6－2】多様なスポーツ活動及び文化・芸術活動に関わることができる環境の確保（P38）
【6－3】青少年健全育成・非行化防止に向けた、補導活動や啓発活動の継続（P39）

各論７　市民の多様な学びと活動を支える機会の充実

（歴史・文化財、図書館、スポーツ振興、地域学校協働活動、社会教育　など）

【7－1】文化財保存活用地域計画の策定と推進（P40）
【7－2】歴史博物館の魅力向上と情報発信（P40）
【7－3】図書サービス網のさらなる充実（P41）
【7－4】健康ふれあい体育館等を中心としたスポーツに触れる機会の確保（P43）
【7－5】地域学校協働活動を通じた活動機会の充実（P44）
【7－6】人権の学びを支える機会の充実（P45）
【7－7】地域の歴史や図書等を通じた学習の支援の継続（P46）

第１部　基本理念

はじめに

私たちを取り巻く社会は少子化やグローバル化、デジタル化の進展など、大きく変化しており、学校現場において求められる学びの変容や地域の繋がりの希薄化など身近な環境で課題が生じています。特に前計画期間中には新型コロナウイルス感染症の拡大により、こうした課題がより顕在化するとともに、学校の役割は単なる学習の場所ではなく、児童生徒の居場所であるということが再認識されました。

このような急激に変化し、将来の予測が困難な時代にあって、未来に向けて自ら社会を担っていく人材を育てることがわれわれの責務です。一人ひとりが持てる力を最大限に発揮できるように、個に寄り添った教育を推進します。こうした「教育は未来への先行投資である」という前提のもと、市の教育大綱も参酌しながら、本計画においては、本市の教育の今後５年間の方向性を示します。

「基本方針」は、本市の教育行政を推進する基本的な考え方です。これを踏まえ、７つの各論において、テーマごとにこれまでの取組を振り返ったうえで、今後の方向性を示します。

基本方針

【未来志向の教育】

これからの子どもたちは新たな困難や課題に直面しながらも、目標や希望を持ち、生涯を意欲的に過ごし、未来社会を創っていくという重要な役割を担っています。変化に受け身ではなく、主体的かつ柔軟に他者と協働し、問題を解決するといった能力や新しい社会を創り出す力が今後一層求められます。教員が専門性を高め、成長できるよう支援するとともに、私たちがこれまで築き上げてきた教育環境を土台として、変化に柔軟に対応し、子どもたちがこれからの社会を生き抜くことができるよう、未来を見据えた教育に取り組みます。

【個の尊厳や人権の尊重】

多様性を認め合うことがより求められる中、他人の気持ちや立場を尊重するとともに、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる、ウェルビーイングの向上を図っていく必要があります。特に学校教育では、子どもたちが持てる力を最大限に発揮できるよう、個々の置かれている状況や能力に応じた教育を提供します。

【家庭・地域社会との連携】

複雑化・多様化する社会にあって、家庭・地域が担うべき役割を踏まえつつ、地域における教育力向上を目指します。学校園を核とした、地域とともにある学校づくりを進めるとともに、地域に根差した特色ある学校づくりを推進します。

第２部　各論

基本方針に沿って施策を展開するにあたり、３つの視点を大切にします

１．一人ひとりに寄り添うこと

子どもたちの状況や能力に応じた教育を提供し、

一人ひとりが持てる力を最大限に発揮できるように支援します。

２．　挑戦を後押しすること

子どもだけでなく、市民や教員の挑戦を後押しします。

特に教員一人ひとりの専門性を発揮した取組を支え、

市内の学校園で相乗効果を生み出します。

３．発信と共有で進化すること

情報発信や対話を通じて、絶えず施策を振り返り、改善します。

各論１　学ぶ力と健やかな体の育成

就 学 前 教 育

これまでの主な取組状況

「尼崎市就学前教育ビジョン」の策定

・市立幼稚園においては、平成 24 年 8 月に「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」を策定し、特別な支援が必要な子どもを支援するための特設学級の全園設置・教育支援員の配置・特別支援教育専門相談員の配置、幼保小の連携を推進するための幼保小接続カリキュラム実践校園所の設置・幼児児童間や教師間などの交流連携の実施、一時預かり事業の全園での実施など、就学前における教育内容の充実に係る取組を実施してきました。

・しかし、少子化の影響や就労と子育てを両立する家庭の増加に伴う保育需要の増加等により、市立幼稚園の園児数は大幅に減少し、一方では、特別な支援が必要な子どもの入園割合は増加傾向にあるため、特別支援教育のあり方についても検討が必要な状況にあります。また、待機児童の解消も課題となっております。

・こうした状況に対応するため、官民幼保の就学前教育施設における教育内容等の充実策や連携方法、更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示す「尼崎市就学前教育ビジョン」を令和 6 年 2 月に策定しました。

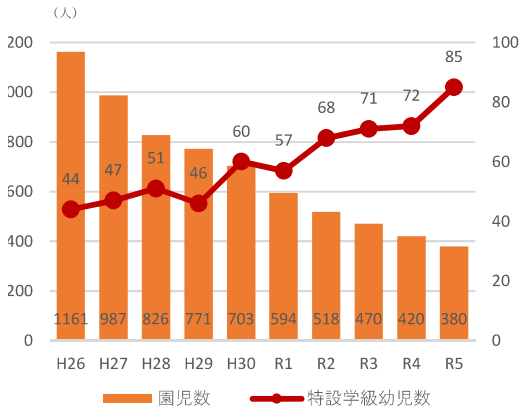

市立幼稚園の園児数推移（折れ線：特設学級幼児数）

主な課題と今後の取組の方向性

【1－1】就学前教育の３つの柱の推進

・「尼崎市就学前教育ビジョン」に基づき、本市が目指す就学前教育の取組として３つの柱（①就学前教育の質の向上、②インクルーシブ教育の推進、③幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続）を推進する中で、市立の幼稚園・保育所、私立の幼稚園・保育園、認定こども園等の関係者、学校関係者、保護者や地域の人々と共に、就学前の教育内容の充実を図り、子どもたちの「後伸びする力」「生きる力」を育みます。

【1－2】市立幼稚園の運営体制整備

・市立幼稚園は、他の就学前教育施設と連携しながら本市において確保されるべき就学前の学校教育の水準を示すとともに、その水準を向上させる役割を担っていることから、中心となって３つの柱を推進します。

・少子化を見据えた効果・効率的な運営体制を構築するため、令和９年度から３園を廃止し、６園体制とします。

一方で、令和８年度からインクルーシブ教育の充実に向けた４園での３年保育の実施、支援が必要な幼児の受入人数の拡充、働きながら子育てする家庭等を支援するための一時預かり事業の時間延長などの充実策を実施します。

市立幼稚園が含まれる校園所の連携状況

国が示す連携ステップ４に到達

※文部科学省が幼児教育実態調査で示す連携ステップ
ステップ０:連携の予定・計画がまだない。
ステップ１:連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
ステップ２:年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
ステップ３:授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
ステップ４:接続を見通して編成・実施された教育課程について、実践結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

尼崎市就学前教育ビジョン

本市の就学前の教育内容の充実を図るため、「尼崎市就学前教育ビジョン」で定めた３つの柱では、以下のような取組を進めます。

①就学前教育の質の向上
公立の幼稚園や保育所、私立の幼稚園や保育園、私立の認定こども園の代表者が集まり、本市の就学前教育の充実策を検討するための会議体の設置や、研究機関との連携等による就学前教育の効果検証などを実施します。

②インクルーシブ教育の推進
市立幼稚園における特別な支援が必要な子どもの、１学級における受入人数の拡充や、私立幼稚園等において、特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するための補助制度の創設などを進めます。

③幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続
５歳児のカリキュラムと小学校１年生のカリキュラムを一体的に捉えた独自のカリキュラムを実施している幼保小接続カリキュラム実践校園所や、交流連携を実施する校園所を増やすことで、幼保小の円滑な接続を進めています。

なお、３つの柱については、幼稚園または小学校教諭の免許や保育士の資格を有する「幼児教育アドバイザー」を教育委員会内に配置し、本アドバイザーとも連携しながら取組を進めます。

また、市立幼稚園が中心となって３つの柱の推進を図るとともに、前述の拡充策の実施等により魅力ある園づくりを進めていきます。

学 ぶ 力 の 育 成

これまでの主な取組状況

基礎学力向上（定着）等を目的とした取組の実施

・各校の実情に応じた帯学習、放課後学習を実施し、基礎学力の定着を図りました。

・あまっ子ステップ・アップ調査を毎年実施し、自校の成果や課題を分析しており、令和４年度調査の市全体の結果においては、全学年、学力低位層が減少し、基礎学力の定着に一定の成果が見られました。また、令和６年度全国学力・学習状況調査では小学校の算数で全国平均を上回り、中学校の数学では全国平均に到達しました。

・さらに「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業づくりハンドブックを作成し、それをもとに指導助言するなど、授業力向上に取り組みました。

・市立小・中学校の図書室に学校司書を配置し、適切な図書の選択・収集や一定の開館時間を確保しました。

・また、小学校及び特別支援学校で電子書籍が活用しやすい環境を整えました。

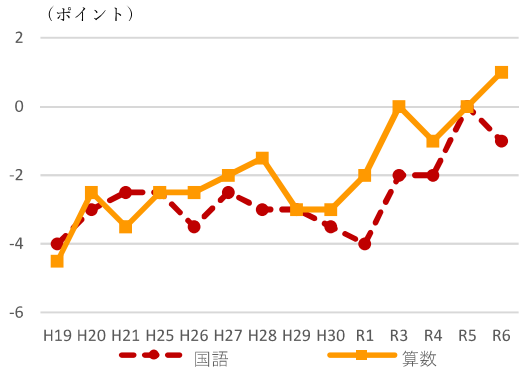

全国学力・学習状況調査における平均正答率の差（小6）

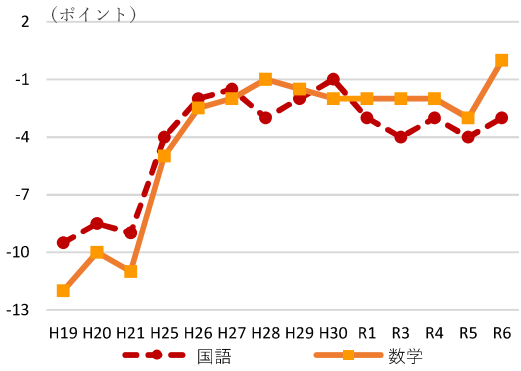

全国学力・学習状況調査における平均正答率の（中3）

主な課題と今後の取組の方向性

【1－3】個別最適な学び、協働的な学びの一体的な充実による確かな学力の育成

・学びの基盤となる基礎学力の定着の取組を継続します。加えて、これまでの取組に一定の成果が見られる中、これからは基礎学力を活用し、探求および発展的な学びにも注力することが重要です。全国学力・学習状況調査や本市独自の学力調査において、文章の読み取りや記述式等、発展的な問題に対する正答率が低い状況にあります。今後、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、語彙力や読解力等の言語能力といった学習の基盤となる資質・能力をさらに高め、思考力や表現力等の充実を図ります。

・授業づくりハンドブックの活用による「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、児童生徒同士の学び合い、多様な他者とともに問題の発見や解決に挑む授業展開など、協働的な学びの実現を図ります。

・AI 型のデジタル学習支援ドリルやデジタル採点システムなど ICT を活用した学習のデジタル化を積極的かつ効果的に促進し、学習の状況を把握し、自ら見通しを立てたり、新たな学習方法を見いだしたり、自ら学び直しや発展的な学習を行うなど個別最適な学びの実現を図ります。

・学校での電子書籍の活用を進めるため、指導内容に沿った選書となるよう、中央図書館と学校の連携を深めます。

個々の課題に応じた学習の支援を行うことができているかを測る指標を設定予定

全国学力・学習状況調査における平均正答率が全国平均以上

令和６年度（小）国語▲1pt、算数＋1pt

（中）国語▲3pt、数学±0pt

主体的・対話的で深い学び

各教科などの学びを通じて「何ができるようになるか」という観点から、育成を目指す資質・能力「何を学ぶか」を整理し、そして子どもたちが「どのように学ぶのか」の姿を示したもの。

協働的な学び

一人ひとりのよい点や可能性を生かし、異なる考え方が組み合わさることで、よりよい学びを生み出すため、探求的な学習や体験活動等を通じ、子ども同士、あるいは多様な他者と協働すること。

個別最適な学び

基礎的・基本的な知識・技能や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子どもの興味・関心等に応じ、一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組むこと。

尼崎の学力向上の歩み

本市においては、平成 22 年度から「学力向上クリエイト事業」を立ち上げ、指導補助嘱託員による学習補助や大学生・教員 OB などによる放課後・土曜学習の学習補助等を開始しました。

その後、「主体的に学習する姿勢」に課題が見られたことや学習指導要領（現行）のねらいを踏まえ、平成 28 年に新たな学力向上策として「アクティブ・ラーニング推進事業」「学力定着支援事業」「教員指導力向上事業」の 3 事業として再構築しました。

さらに、平成 29 年 3 月に公示された学習指導要領に示された 3 観点「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう人間性等」を踏まえ、本市の子どもたちに、確かな学力を身に付けさせるためには、一人ひとりに対するきめ細やかな指導と、それを保証する指導体制の確立が重要となることから、3 事業を整理し令和元年度から「授業改善」「基礎学力定着」を柱として、学力向上策に取り組みました。

この間の学校や教職員の弛まぬ努力により、全国学力・学習状況調査等において、現在は平均正答率が概ね全国レベルに達しています。また、本市独自調査の結果を見ても、着々と力を付けてきたことが伺えます。

今後、社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0 時代」が到来するとともに、先行き不透明な「予測困難な時代」となります。この急激に変化する時代の中で、一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともにあらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる資質・能力を育むことが求められており、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の実現に向けて、今後の教育施策を展開していく必要があります。

【1－4】学びの基礎力・課題解決能力の育成

・人口減少や社会課題の複雑化が進む中、子どもたち一人ひとりが自らの人生を切り拓くためには、いわゆる学力だけではなく、知・徳・体をバランスよく育むことが必要です。

・特に、困難・課題に直面したときや、失敗・挫折を経験したときに、諦めない粘り強さや感情のコントロールなど、自らを調整する力とともに、他者と協働する際に他者の状況や気持ちに目を向け、気持ちを共有したり、理解したりする力が重要です。

　こうした力を育成するために、教師と児童生徒、児童生徒同士の関わり合いや地域社会での体験活動等の様々な場面でのリアルな体験を大切にするとともに、探究的な学習やSTEAM教育などの課題解決能力を高める学習の充実を図ります。これらの学校教育活動全体の取組の中で子どもたちが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重しながら、多様な人々と協働しつつ様々な課題を解決し、変化を乗り越えることのできる力を育む取組を進めます。

・教育委員会としても、各学校園や教員の教育実践を支援するとともに、特色ある実践例や効果のあった指導・取組例を共有するなど、教員が状況に応じてそれぞれの専門性を活かしながら、子どもたちを育てることができるよう研究を進めます。

「自分には良いところがある」、「自分のことが好きだ」と感じている児童生徒の割合

（目標値は、初年度の結果を踏まえ設定）

まわりの人の意見や考えを聞き、自分の意見や考えをさらに良いものにしようとしていると考える児童生徒の割合

（目標値は、初年度の結果を踏まえ設定）

STEAM教育

STEAM教育とは、「科学（Science）」「技術（Technology）」「工学（Engineering）」「芸術・リベラルアーツ（Art）」「数学（Mathematics）」の５つの分野の考え方を統合的に働かせて解決する学習のことで、「各教科での学習を実社会での問題解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされている。

外 国 語 教 育

これまでの主な取組状況

外国語教育の充実

・将来、国際社会で活躍できる英語力を育成するため、全ての市立小・中・高・特別支援学校に外国人外国語指導助手（ALT）を派遣・配置するとともに小学校５・６年生に外国語活動指導補助員（JTE）を配置しました。あわせて、教員研修も継続しながら、さらなる授業改善に取り組んだほか、令和５年度からは外国にいる外国人講師とオンラインでつなぎ、授業内で培ったコミュニケーション能力を活かす機会を設けるため、中学1・2年生を対象にオンライン英会話を実施しました。

・英語の実践能力と異文化理解を深めることを目的として高校生の希望者を対象に、海外語学研修を実施しました。

主な課題と今後の取組の方向性

【1－5】グローバルな人材を育成する外国語教育の更なる推進

・学校現場からALTやJTEの派遣体制の充実に関する要望が増えていることから、人員を効果的に配置するなどの学校指導体制の充実が必要です。

・また、ICT（デジタル教科書）の活用や、コミュニケーションを重視した授業改善により、より実践的な資質・能力の育成に努めます。

・一人一台貸与されているタブレット端末を活用し、外国にいる外国人講師とオンラインでつないだ授業を行うなど、言語活動の活発化と学習の成果を活かす機会の充実を着実に進めます。

外国語を身に付けたり、学んだりすることへの興味関心をもつ児童生徒の割合

（目標値は、初年度の結果を踏まえ設定）

体力向上、健康教育

これまでの主な取組状況

児童生徒の体力・運動能力の向上の取組と健康教育の充実

・児童生徒の体力・運動能力の向上及び健康の保持増進を図るため、毎年度「あまっ子体力向上プラン」を策定し、児童生徒の体力・運動能力向上の取組の紹介や新体力テストの結果などを掲載、運動能力向上の為のリズムジャンプの紹介等を行いました。

・各校の体力テストの結果や運動事例、家庭でも取り組むことができるなわとびカードの配布を行いました。

・幼児児童生徒の健康の保持増進を図るため、健康診断に加え、医師等による講演会などの専門医活動を実施しました。

リズムジャンプ

「ライン」と呼ばれる用具を使用し、音楽に合わせてラインの上をジャンプや回転・手拍子をする運動のこと。

主な課題と今後の取組の方向性

【1−6】運動・スポーツの習慣化と様々な健康課題を踏まえた健康教育の推進

・新体力テストでは、令和５年度に小学校女子が県平均を上回りました。一方で、小学校男子・中学校男女において、新体力テストの結果が兵庫県の平均を下回っています。

・休み時間や放課後に取り組める運動例の配布を継続し、日常の生活において児童生徒が運動に親しむ習慣づくりに取り組み、基礎体力の底上げを図ります。

・また、運動指導員の派遣やリズムジャンプ等の取組は継続するとともに、児童生徒の運動能力向上に向けて、より効果的な施策の展開について検討をします。

・例えば、性教育などのさまざまな健康課題に対応した講演を実施するなど、児童生徒・教職員・保護者が正しい知識を習得し、多様な健康課題に対する理解を深める取組を推進します。

新体力テストの合計点が
小 53pt 以上、中 44pt 以上
（令和５年度小 52pt、中 39pt）

新体力テスト

文部科学省が国民の体力・運動能力の現状を明らかにするために毎年実施している調査であり、８種目から構成されている。

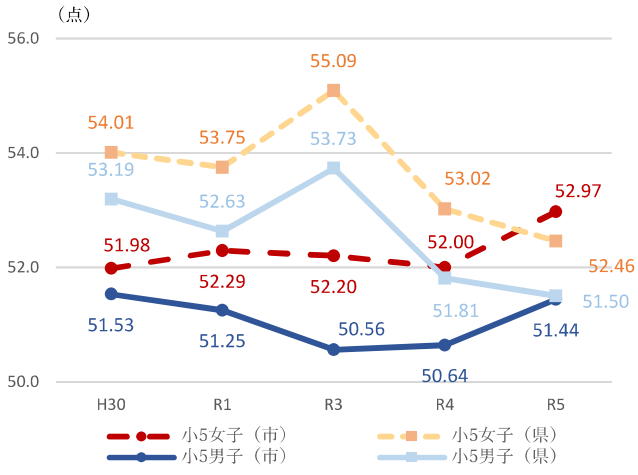

新体力テストの平均得点（小5）

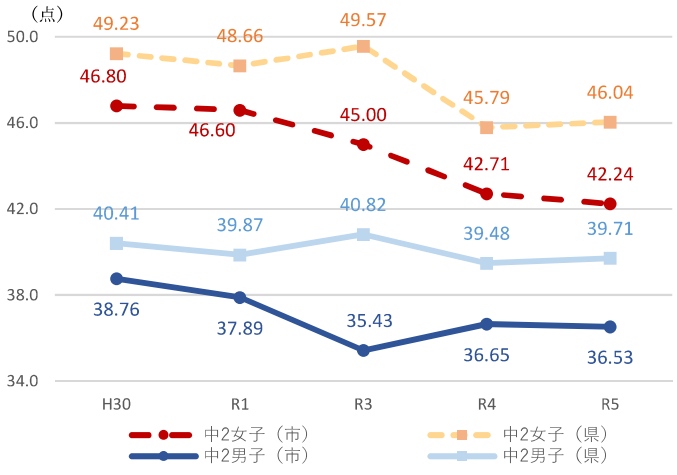

新体力テストの平均得点（中3）

高 等 学 校 教 育

これまでの主な取組状況

市立高等学校の特色化の推進

・市立高等学校における特色化の推進にあたって、各学校で育成を目指す資質・能力を明確化・具体化するべく、各学校の存在意義や社会的役割、目指すべき学校像等を示すスクール・ミッション「Agency～自ら考え、行動し、未来を拓く「人」を育てる～」を策定しました。

・また、スクール・ミッションに基づき、各学校の教育活動の指針となるスクール・ポリシーを策定しました。

・各学校では、地域や関係機関と連携した授業づくりや専門性や課題解決能力を高める授業づくりを行うなど、スクール・ミッション、スクール・ポリシーを踏まえた特色づくりをスタートさせました。

主な課題と今後の取組の方向性

【1－7】市立高等学校の特色化の推進と「社会に開かれた教育課程」の実現

・それぞれの学校が特色化・魅力化を更に推進し、地域に愛され、中学生から選ばれる学校となる必要があります。

・尼崎市立高等学校のスクール・ミッション、各学校のスクール・ポリシーを実現するためのカリキュラムマネジメントを進めます。

・各学校においては、地域、企業及び大学と連携した実践的な教育に取り組むとともに、探究・STEAM 教育の推進など実社会で役立つ資質・能力を育成します。

・また、生徒が希望する進路の実現に向け、多様な学習ニーズへの対応や個々に応じた進路サポートの充実に取り組みます。

この学校に入って良かったと答えた生徒の割合

90%以上

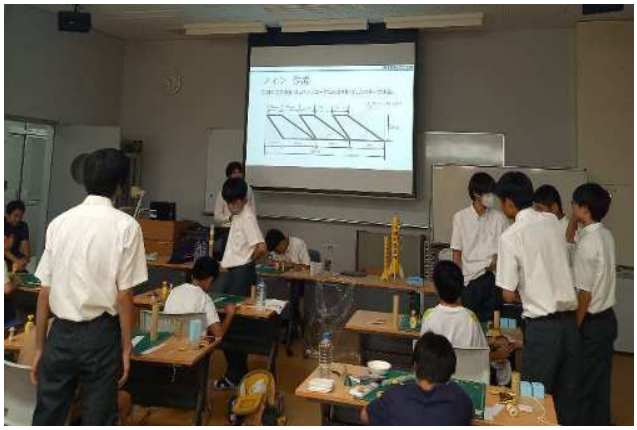

市立尼崎双星高等学校ロケットキャンプの授業の様子

市立尼崎高等学校国際総合類型の授業の様子

学 校 給 食

これまでの主な取組状況

中学校給食の開始

・令和４年１月に中学校給食を開始し、小学校から９年間にわたり安全で安心な給食を提供するための体制整備に取り組みました。小学校での給食を活用した食育の取組等を活かし、中学校においても令和５年度には生徒が自ら考えた給食の献立を募集・表彰する中学校給食献立コンクールや保護者試食会、食育集会を実施しました。

主な課題と今後の取組の方向性

【1－8】学校給食の活用による食育の推進

・児童生徒の心身の健全な発達及び食を支える環境を持続可能なものとするため、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける必要があります。

・毎日の給食は食べることを通して学べる「生きた教材」です。栄養バランスのとれた給食の提供、尼崎市産の野菜「あまやさい」の活用、食品ロスについて考えることや、献立表等を通じた家庭との連携など、継続して食育を推進します。

・引き続き児童生徒の発達段階に応じて、食に関する知識等を総合的に身につけることができるよう、各教科や総合的な学習の時間、給食週間など学校教育活動全体を通して、食育に取り組みます。

・PTA 等と連携による給食試食会の実施や食育だより等による家庭や地域への情報発信等により「食」に関する理解啓発を図ります。

あまやさいの小松菜と
小松菜のアーモンドあえ

小学校給食
（和風ハンバーグ、れんこんのきんぴら、のっぺい汁（田能のさといも））

各論２　多様性と包摂性のある教育の推進

不登校支援

これまでの主な取組状況

子どもたちの悩みの解決に向けた支援策の充実

・不登校、いじめ、非行など、主に教育分野で対応している問題には、その背景に家庭環境等の生活に起因する要因があることが少なくありません。こうしたことを踏まえ、支援が必要な子どもの早期発見・支援、課題の困難化・重大化予防のため、学校等の教育現場を基盤として関係機関と連携し、児童生徒の思いに寄り添って福祉的援助活動を行うスクールソーシャルワーカーの増員を進めました。

・不登校児童生徒やひきこもり傾向、学校の別室等に登校している児童生徒に対して、大学生や社会人をハートフルフレンドとして派遣し、ふれあいを通じて自尊感情や自己肯定感を育み、自主性や社会性の伸長を支援しました。

主な課題と今後の取組の方向性

【2－1】相談体制の質的・量的充実

・相談件数の増加や相談内容の困難化が続いていることから、全 17 中学校区にそれぞれ 1 人ずつ専任のスクールソーシャルワーカーの配置を進めます。また、より一層の多機関連携を進めるため、学校内の教育相談体制強化を図るとともに、教職員の多職種連携コンピテンシー[1]の育成に努めます。

・学校内の多様性を尊重する風土の醸成を目指すとともに、校内サポートルーム・エリア[2]の設置を進めます。あわせて、人員体制も整備し、同エリアの充実を図ります。

困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると感じている児童生徒の割合

小 70%、中 75% 以上

（令和 6 年度小 64%、中 69%）

[1] 多職種連携コンピテンシー
多様な職種同士で連携を実践するために必要な能力のこと。

[2] 校内サポートルーム・エリア
教室での学びに「しんどさ」を抱える児童生徒の居場所・回避場所。

サポートルーム

これまでの主な取組状況

不登校児童生徒やその保護者に対する支援の充実

・不登校児童生徒数は、全国的に増加傾向にあり、本市においても、不登校の出現率が全国を上回る状況にある中、学校以外の学びの場の保障のため、市内３か所に教育支援室（ほっとすてっぷ）を設置し、通級ができない場合はオンラインによる教育相談や学習支援も実施しました。

・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策・支援の一つとして、柔軟な教育カリキュラムの編成などが可能な「学びの多様化学校」の設置に向けた検討を進めました。

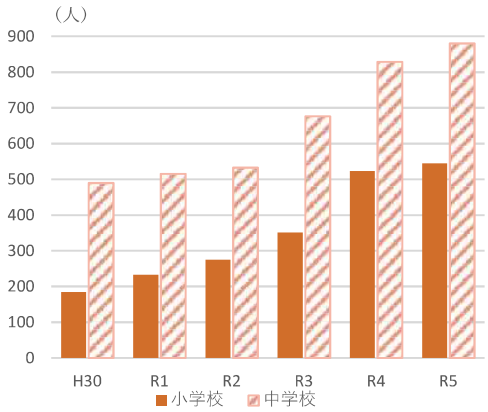

市内小・中学校の不登校児童生徒数の推移

主な課題と今後の取組の方向性

【2－2】支援を必要とする子どもの長所・強みに着目する視点の重視と、多様な教育ニーズへの対応の推進

・学校外のグラデーションある学びの場は引き続き充実させるとともに、フリースクール等の民間施設や地域の居場所との連携強化を図ります。

・「尼崎市における学びの多様化学校設置基本方針」に基づき、令和８年４月の開校に向け、学校施設の整備や教育課程の編成、教員への研修、教職員の配置など準備を進めます。学びの多様化学校は、個々のニーズに応じた受け皿としての役割に加え、「学びの多様化」を本市において推進していくための「フラッグシップ」の役割を担います。

・学びの多様化学校においてゆとりと特色ある学びの実現を図り、その実践により得られた知見・経験を積極的に横展開することで、他の市立小・中学校においても、子ども一人ひとりへの教育的ニーズに対応する力を磨き、公教育を多様性のあるものにしていきます。

フラッグシップ
コンセプトやイメージを最も強く反映した、代表的で、先頭を切るような存在のこと。

尼崎市の不登校支援について

不登校は、その要因・背景が多様・複雑であり、どの児童生徒にも起こり得るものです。不登校は決して問題行動ではなく、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要です。

尼崎市では、不登校児童生徒個々の状況に応じた支援を行うため、グラデーションのある学びの場を整備してきました。今後、学校外の学びの場の充実や連携強化を引き続き図るとともに、それ以上に、学校現場において多様な学びを推進することが必要です。

不登校児童生徒数が全国的に増加する中、尼崎市から先進的に公教育を多様性のあるものにしていくため、「校内サポートルーム・エリア」の整備や「学びの多様化学校」の設置を進め、「こどもセンタード」の視点に立った支援に取り組んでいきます。

特 別 支 援 教 育

これまでの主な取組状況

特別支援教育の基本方針の策定

・学校園全体で一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を行うとともに、誰もが多様性を理解し尊重し支えあう共生社会の担い手となる子どもたちの育成を目指して令和３年２月に「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について（基本方針）」（あまっ子方針）を策定しました。
・また、令和３年度に「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」を策定しました。
・訪問看護ステーションと看護業務に係る協定を締結したことにより、医療的ケアの実施体制の整備を進めました。

主な課題と今後の取組の方向性

【2－3】全学校園でのインクルーシブ教育の推進

・一人ひとりの幼児児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細やかな教育的支援を行うために、教職員の専門性の向上と、多様な学びの場の充実を目指し、下記の事項に取り組みます。
・特別支援教育コーディネーターと校内委員会を中心に、校内で情報共有・支援の検討をおこなうとともに、関係機関との連携をすすめ、校内支援体制の一層の機能充実を図ります。
・支援体制の充実と教員の専門性の向上のために階層別、経験年数別研修を実施します。
・市内統一書式の支援引継ぎ表の活用など就学前教育施設から市立小・中・高等学校への円滑な移行支援を図ります。
・特別支援教育ハンドブックの更新と活用を進めることで、教職員の専門性を高め、全学校園での特別支援教育の推進を図ります。
・幼児児童生徒・保護者・教職員・市民を包含した特別支援教育の理解啓発を行います。

尼崎市の特別支援教育について

尼崎市では、お互いに理解し多様性を尊重し合う子どもたちの育成のために、障害のある子どももない子どもも可能な限り共に学ぶことを目指しています。その際、それぞれの子どもが授業内容を理解し、学習活動に参加している実感と達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかということを大切にしています。

あわせて関係機関との連携を図り、支援の必要な全ての子どもたちの自立と社会参加に向けて、持てる力を最大限に発揮することができるよう、多様な学びの場を用意し特別支援教育を進めています。

これまでの主な取組状況

就学前教育段階からの切れ目のない特別支援教育の充実

・個々の教育的ニーズに応じた支援のさらなる充実のため、令和３年度から、全ての市立幼稚園に「教育支援員」を配置、令和５年度から全ての市立小・中学校（夜間中学校を除く）に「特別支援教育支援員」を１名ずつ配置しました。
・また、生活介助を必要とする児童生徒が、多数在籍する市立小・中・高等学校に生活介助員を配置し、教室・学校からの飛び出し、異食・更衣・排泄・移動等の未確立といった生活上の困難を改善し、児童生徒の安全を確保するとともに、通常の学級及び特別支援学級の学習を円滑に行うことができるよう支援しました。

教育支援員・特別支援教育支援員
特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援をする人のこと。

主な課題と今後の取組の方向性

【2－4】合理的配慮の提供に向けた体制の整備と基礎的環境整備の充実

・教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加や支援の多様化に対応できるよう、特別支援教育支援員を大規模校に複数名配置することや、生活介助員等の増員を図ります。
・バリアフリー法の趣旨を踏まえた基礎的環境整備に向け、エレベーターの設置など学校施設の整備についても優先順位をつけて計画的に進め、ソフト・ハードの両面で取組を推進します。

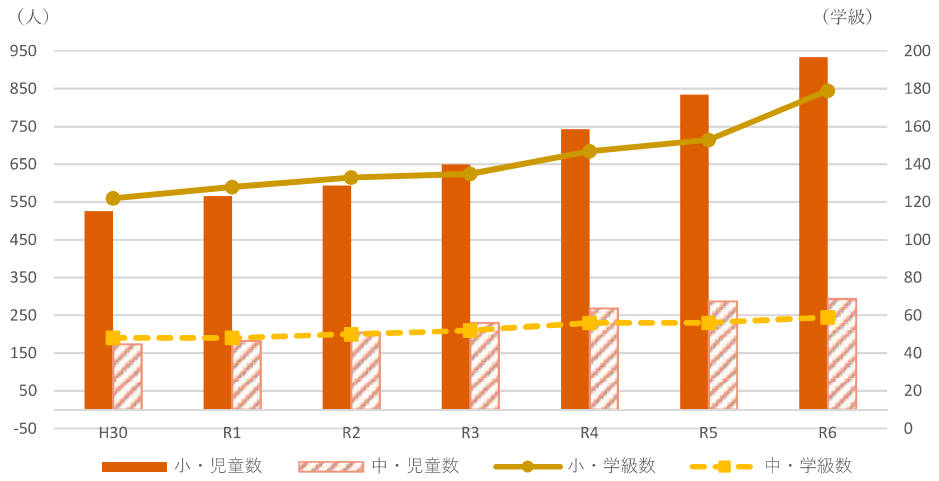

特別支援学級数及び特別支援学級の児童生徒数

多 文 化 共 生

これまでの主な取組状況

日本語支援を必要とする幼児児童生徒への支援

・日本語指導を必要とし、言語の障壁による心のケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校園に、母語を理解できる多文化共生支援員を派遣し、ひらがな・カタカナの読み書きや簡単な日常会話ができるよう支援しました。

・また、母語で教育相談をする機会をもち、精神的なケアや心の安定を図るとともに、懇談等の機会においては、日本語が理解できない保護者との意思疎通を図り、学校園と家庭の連携を支援しました。

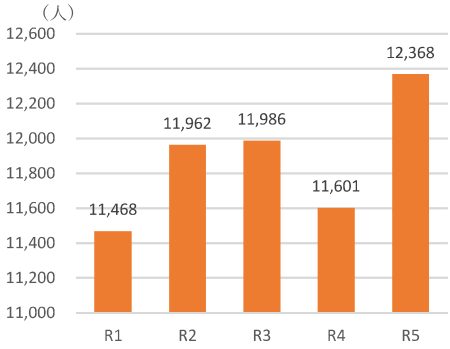

在留外国人人口

主な課題と今後の取組の方向性

【2－5】共生社会の実現に向けた取組の推進

・今後、様々な国からの来日者の増加が想定されることから、外国人の幼児児童生徒の心の安定や生活適応、学習支援を円滑に行うため、母語を話すことのできる支援員等を活用し、学校園生活への早期適応に引き続き努めます。

・心理面のサポートだけではなく、言語面のサポートも拡充し、AI通訳機器等の積極的な活用を進め学習を支援します。

・こうした取組を通して児童生徒の長所を活かし、可能性を十分に発揮できるよう、進路実現など、将来を見据えた体系的・継続的な指導や支援を行います。

・すべての子どもたちが、国籍や民族等の「違い」を認め合い、多様な文化的背景をもつ人々と豊かに共生する心、共に生きようとする意欲や態度を育みます。

・そのためにも、本市が令和６年度に策定する（仮称）尼崎市多文化共生社会推進指針の理念も踏まえ、外国人幼児児童生徒に係る教育の方向性を示す必要があります。

他文化共生支援員の派遣要請に対する派遣率

100%

（令和５年度 100%）

各論３　豊かな心の育成、いじめ防止

人 権 教 育

これまでの主な取組状況

「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成

・「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成及び「人権教育の推進」を重点項目として、市立小・中学校で作成する道徳教育、人権教育に係る全体計画・年間指導計画等との整合を図りつつ、講演会及び校内研修を実施しました。また、授業参観やオープンスクール等で、道徳科授業を公開し、家庭や地域が一体となって道徳的課題について共に学び、考える機会を提供しました。

人が困っているときは進んで助けていると考える児童生徒の割合

小 95%、中 92%

（令和６年度小 91%、中 88%）

涵養
自然に水がしみこむように、無理のないよう、徐々に教え養うこと。

自己肯定感
自分の存在を認め、自分は自分のままでいいと思える心の状態のこと。好奇心や積極性、チャレンジ精神につながる。

自己有用感
「人の役に立った」「人から感謝された」「人から認められた」という、自分と他者（集団や社会）との関係を自他共に肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価。

主な課題と今後の取組の方向性

【3－1】実践的行動力を育成する人権教育の推進

・人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤に、自他の人権を守り人権課題を解決しようとする実践的行動力を育成します。
・社会の多様化が進む中、子どもの権利などの人権や性教育など、今日的な課題を幅広く学習できるよう、多様な生き方の中から自らの生き方を考えられる取組や関係機関との連携を推進します。
・人権感覚の涵養にあたっては、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高め、自尊感情を育むとともに自他を価値ある存在として尊重しようとする意欲や態度を育成します。

自己肯定感と自己有用感

子どもの自己肯定感を高めることで、期待できる姿は、
1）何事にも挑戦できる
2）失敗にめげず、失敗から学んで粘り強く物事に取り組むことができる
3）自己を表現することができる
が挙げられます。

また、子どもの自己有用感を高めることで、期待できる姿は、
1）他人のために積極的に行動や発信ができる
2）困った人に気づき、手を差しのべるなど、思いやりがもてる
3）人間関係を良好に築くことができる
が挙げられます。

今、求められる、急激に変化する時代の中で、一人ひとりの幼児児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともにあらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え豊かな人生を切り拓き持続可能な社会の創り手となる資質・能力は、こうした自己肯定感や自己有用感と密接に関係しており、学校・家庭・地域等が総がかりで育んでいく必要があります。

道 徳 教 育、体 験 活 動

これまでの主な取組状況

豊かな感受性や主体的に人生・社会を切り拓く力の育成

・小学校３年生で環境体験事業を、５年生では自然学校推進事業を行い、自然や環境に対する豊かな感受性、自然環境の多様さや大切さ、命の営みを感じさせるとともに、社会性や自立心を育みました。

・また、①学級を基盤とした集団において目標や規範を設定し、望ましい人間関係を築く、②児童会・生徒会活動を活性化し、協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育成する、③体験活動を通して、その意義を理解し、地域社会に参画する態度を育成する、ことを目的に各学校で校内外において様々な活動に取り組みました。

主な課題と今後の取組の方向性

【3－2】学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成

・今一度体験学習や環境学習などの意義等を再確認し、事前・事後指導の充実を通して、達成感や自己有用感を高めることにより、その経験を後の生活や学習に活かす態度を育成します。

・命を大切にする心や思いやりの心、規範意識の醸成等「心の教育」の充実を図ります。

・学校での様々な体験活動における試行錯誤を通して自己認識や自尊感情を高めるとともに、豊かな人間性と社会性を培います。

・道徳教育の充実を図り、よりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方等、生き方を考える機会の充実を図ります。

自然学校の様子

自分にはよいところがあると答えた児童生徒の割合

小・中ともに 90%以上

（令和６年度小 83%、中 82%）

いじめ防止

これまでの主な取組状況

いじめ防止、早期発見、早期対応に向けた取組

・市立小・中・高等学校において専門的知識を有する支援員による出前授業を実施し、ネットいじめの防止に向け、SNS をはじめとする情報モラルの向上を図りました。

・いじめに対する教職員の正しい理解と感度を上げる取組として、市教委による年 2 回の学校訪問や、「教職員用いじめ防止リーフレット」の作成、管理職を対象とした実践型研修の実施、全教職員を対象とした校内研修を実施しました。

・市立中・高等学校において、いじめに関する問題や悩み事、SNS 上でのトラブル等について教育委員会に匿名で報告できる匿名報告アプリを導入するほか、市立小・中・高等学校を対象に学期に 1 度、いじめに関する市内統一アンケートを実施し、いじめの早期発見に向けて取り組みました。

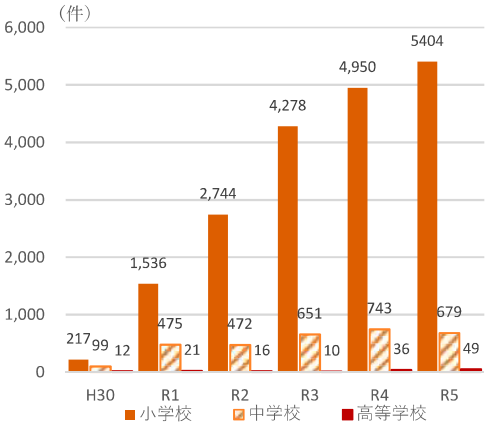

いじめ認知件数の推移

主な課題と今後の取組の方向性

【3－3】いじめ未然防止対策の充実

・「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という基本理念のもと、学校生活のあらゆる場面において、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを推進し、道徳科や特別活動、体験学習などを通じていじめの未然防止等の取組を継続します。

・児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させます。

・児童生徒自身が、傍観者ではなく仲裁者として問題を解決していこうとする主体的な集団作りに努め、いじめを許さない学級・学校づくりの取組を進めます。

・教職員のいじめの感度を上げる取組については、一定の成果が見られ、いじめの認知件数は増加しています。一方で、その対応については、情報共有を含め、組織的な対応や統一アンケートの結果等の活用に学校間格差があり、一部対応が十分にできていない場合があります。また、保護者の多様な要求に対して、学校が対応を苦慮する事案が増加傾向にあります。学校や教育委員会の立場として、子どもの最善の利益の為、スクールロイヤーを設置し、学校への指導助言や直接保護者等と対応するなど、早期の問題解決につなげます。

私たち（属している集団）はお互いを大切にして、安心して発言・行動（挑戦）ができる

といった主旨の質問で設定予定

地域への誇りと愛着の醸成

これまでの主な取組状況

尼崎を知り、学ぶ機会の充実

・歴史博物館での校外学習など地域の歴史・文化を学ぶ機会やトライやる・ウィークなど地域とともに学ぶ機会の充実に取り組みました。

主な課題と今後の取組の方向性

【3－4】尼崎への誇りと愛着の醸成

・体験活動や地域の歴史・伝統文化・産業等に触れる機会を通して、郷土の歴史や伝統・文化等への理解を深めるとともに、地域への愛着等、児童生徒の感性を高め、豊かな情操を養います。
・多様な人々とのふれあいを通じて、地域の一員としての自覚を高めるとともに、地域の課題や将来を考え、よりよく変えていくことへの意思や、地域の身近な課題について、自分ができることを考え行動していく実践力を養います。

「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に肯定的に答えた児童生徒の割合
小 87%、中 80%以上
（令和６年度小 80%、中 73%）

AMATAN 事業
（尼崎市の歴史を学び、尼崎への誇りと愛着を育むことを目的とした事業）

各論４　教育環境の整備

学 校 施 設 の 整 備

これまでの主な取組状況

児童生徒が安心して過ごせる良好な学校環境づくり

・本市の学校施設については、良好な学校環境づくりを目指し、耐震化事業をはじめ、適正規模・適正配置推進事業や学校園空調整備事業、そして各々の施設状況に応じ、外壁、防水、設備機器類の改修など、これまでは事後保全を中心とした施設整備を進めてまいりました。しかしながら、現在、建築後 40 年以上経過した校舎が約 6 割を占め、多くの学校施設にて老朽化が進んでおり、今後、改築や改修にばく大な経費が必要になることが見込まれています。

・そうした中、学校施設の維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を実現し、さらに、児童生徒等の安全や、良好な教育環境の確保を図ることを目的として、令和 3 年 3 月に「学校施設マネジメント計画」を策定しました。また、同計画に基づき、令和 5 年度から令和 14 年度まで(10 年間)における学校施設の建替え・改修の実施校や内容を明らかにした「学校施設マネジメント計画(実施計画)」を策定し、同実施計画に基づき、建替えや改修等の予防保全を推進するとともに、事後保全についても児童生徒の安全・安心を第一に進めています。

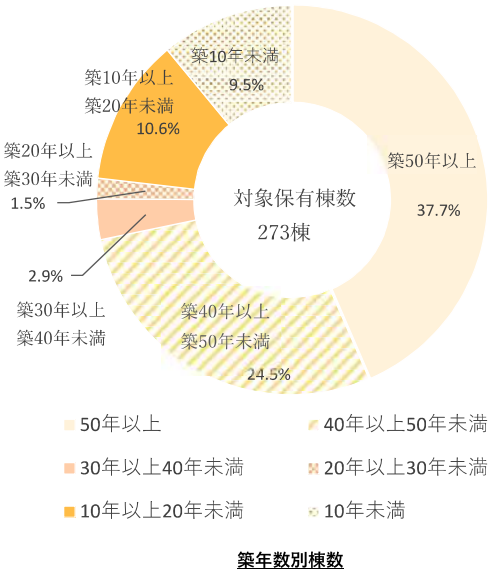

築年数別棟数

主な課題と今後の取組の方向性

【4－1】学校施設マネジメント計画の着実な推進と社会情勢の変化に応じた学校づくり

・学校施設マネジメント計画に基づき、これまで実施している事後保全に加え、概ね 40 年・20 年ごとに実施する大規模・中規模改修(2 校)、設備長寿命化改修(16 校)や照明 LED 化改修(全校園)、トイレの洋便器化など経年劣化した施設設備についてその実態に合わせた改修を行い、安全で安心な学校園施設の整備を進めます。

・近年の気温上昇を踏まえ、教室に加えて体育館空調の整備を進め、良好な教育環境の確保に努めます。

・少子化等の今後の社会の変化を見据え、より効率的な施設維持管理の手法や他の公共施設との複合化・共用化等の可能性について、検討します。

・特に老朽化が進んでいる小学校(5 校)については、建替等を進めます。建替にあたっては、少人数学級や多様な児童・生徒への対応を見据えた教室整備や今後の児童・生徒の減少を踏まえた教室の活用促進、ZEB Ready の導入、地域の共創空間としての学校づくりに向けた地域コミュニティスペースの設置など、新しい学校施設としての整備を進めます。

学校園におけるトイレの洋式便器化
95%（令和 5 年度時点 70%）
（屋外・体育館トイレ等を除く、校舎内トイレの洋便器化 100%）

(改築校を除く)全学校園を対象とした照明 LED 化改修率 100%
（令和 5 年度時点 6 %）

ZEB Ready
従来の建物で必要なエネルギーより省エネで５０%以上の一次エネルギーを削減した建物のこと。

尼崎の学校施設について（これまでとこれから）

学校施設の老朽化が進んでいることから、今後建替えや改修を進めていくにあたり、国等の動向や社会情勢の変化に応じた新しい学校施設の整備を計画しています。

現在、全学校園を対象として、児童生徒等の生活環境の向上や環境に配慮した整備を目的としたトイレの洋式化と照明器具の LED 化を進めています。

また、今後建替えを行う小学校５校に対しては ICT を活用した学習環境の整備や、バリアフリー化やサポートルームの設置など児童の多様化への対応、地域開放を行い地域の人たちと連携・協働し「外との学び」を推進する共創空間の整備などを計画しており、社会的ニーズに対応した新しい学校施設を検討していきます。

小学校普通教室

これまでの主な取組状況

学校給食施設・設備の充実

・新たに学校給食センターを設置し、令和４年１月から中学校給食を開始しました。

・小学校給食室の暑さ対策として、空調未整備校において換気設備の更新と空調の設置に取り組みました。

・調理設備が老朽化する中、優先順位を付けた中で、機器の更新に取り組みました。

学校給食センター

主な課題と今後の取組の方向性

【4－2】安全・安心でおいしい給食の提供に向けた環境整備

・学校給食衛生管理基準に基づき、食品衛生上及び労働安全上において望ましい室温、湿度を維持するため、給食室の空調整備を引き続き進めます。

・各学校給食施設・設備の清潔、衛生の維持のため、日常及び定期点検を行い、衛生管理上における重要度から見た優先順位を付け、機器の更新・修理を計画的に行います。

小学校の給食調理室の空調整備率

100%

（令和６年度時点見込 44%）

ＩＣＴ環境の整備

これまでの主な取組状況

タブレット配備をはじめとするICT環境の整備

・日本の学校 ICT 環境の整備は、世界から遅れており、自治体格差も大きいことから、国においては「GIGA スクール構想」を推進してきました。本市においても全市立小・中学校等の校内ネットワーク環境を整備するとともに、児童生徒一人一台端末を配備しました。

・令和５年度には、全小学校に電子黒板を導入し、活用研修を各校で実施しました。

・また、教員の ICT を活用した授業の支援等を担う ICT 支援員を 16 名配置しました。あわせて、各学校の取組を共有する場の設置や、先進的な実証研究を行う学校への支援をしました。

一人一台端末と電子黒板を活用した授業の様子

主な課題と今後の取組の方向性

【4－3】国の動向や社会情勢を踏まえたICT環境整備

・令和２年度に整備した ICT 環境基盤の着実な更新を実施します。また、令和７年度に向けて国で検討を行っている新たな教育のＩＣＴ環境整備方針や社会情勢の変化に対応するため、ネットワーク環境の更なる改善を行うとともに国で検討中の広域クラウド型校務支援システム導入に向けた検討を行っていきます。

全国学力・学習状況調査で「授業でＰＣ・タブレットなどのＩＣＴ機器を週３回以上使用している」と回答をした児童生徒の割合

小・中ともに70%以上

（令和６年度小 57%、中 53%）

【4－4】個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けたICTの活用

・児童生徒の課題を発見し解決する能力を育むため、ICT を用いた探究的な学びや、未来の学びに向けた働き方改革について、拠点校で研究を行います。

・ICT を活用した学習のデジタル化を積極的かつ効果的に促進し、個別最適な学びの実現を目指します。

・これらの取組を踏まえ、ICT を活用した更なる多様な学びを実現し、市全体の ICT 活用力を向上させるため各校の授業を視察し、授業づくりハンドブックに基づいた指導助言を行うとともに、教育委員会が主体となって好事例の創出・横展開を進めます。

広域クラウド型校務支援システム

クラウド型校務支援システムとは、インターネット上のクラウドサービスを利用して、学校の校務を効率的に行うためのシステムのこと。学校の教職員が、クラウド上で学籍管理、成績管理、出席管理、授業スケジュールの管理などの校務を行うことができる。広域クラウド型校務支援システムでは、上記のようなシステムを国や県など広い範囲で共有し、利用することを目指したもので、現在、国による導入検討が進められている。

１人１台端末や電子黒板の活用について（現在の学校の授業スタイル）

教育の ICT 化とは、情報通信技術（ICT）を活用して教育の質や効率を向上させる取組です。１人１台の端末を生徒に貸与することで、各自の個性や能力に応じた学びが可能になったり、他者との交流によって自らの考えを深めたりするなど、個別学習や協働学習の幅が広がります。これらを一体的に進める学びが「主体的・対話的で深い学び」の実現につながり、大きく変化していく社会に対応できる児童生徒の資質・能力を育みます。また、小学校では電子黒板を使用することで、児童の視覚に訴える、分かりやすい授業を展開できるほか、双方性のあるコンテンツを活用して児童の興味を引き出すことができます。

保護者の負担軽減

これまでの主な取組状況

教育の機会均等の確保に向けた取組

・教育の機会均等の確保のため、経済的理由により就学困難な市立小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費、医療費の扶助を行いました。

・物価高騰により食材費が上昇する中、保護者負担の軽減を図るため、物価高騰相当分の給食費について公費負担を行いました。

・学校以外の学びの場や居場所の保障に向けた教育支援室の設置や学校環境の整備を行いました。

主な課題と今後の取組の方向性

【4－5】保護者の負担軽減に向けた取組

・これまでの取組に加えて、子育てに係る保護者のさまざまな負担軽減に向けた取組が必要です。たとえば、保護者が学校に提出する書類のデジタル化やスクールロイヤーの設置、支援が必要な児童生徒への支援施策の拡充など、幅広く負担軽減の視点を踏まえた施策展開を行います。

各論５　教員の育成・勤務環境の整備

教 員 の 育 成

これまでの主な取組状況

教員の資質・能力の向上に向けた取組

・教職員の資質向上を目指し、3 つの「尼崎市が求める教員の素養」（①あふれる情熱と責任感、②確かな授業力・指導力・専門性、③総合的な人間力）を掲げ、研修を実施しました。

・教育課題の変化に応じて、研修の見直しを行っており、令和 5 年度には、人権教育、就学前教育、学力・体力向上、道徳教育、特別支援教育、子ども理解等について専門研修として実施しました。さらに、インクルーシブ教育研修については、専門研修の他に、基本研修の中にも位置づけました。

・体罰根絶に向けた取組として、研修を令和 2 年度から令和 4 年度までの間、管理職、部活動関係教職員、一般の教職員を対象に毎年度合計 6 回実施しました。管理職対象の研修では、自校の取組を振り返り、部活動関係教職員、一般の教職員対象の研修では、トップアスリートの講演会も開催しました。令和 5 年度は、一般教職員を対象に「体罰等防止研修」を行い、また「体罰等防止ガイドライン」の研修のネット配信を行いました。令和 6 年度は、「体罰等防止ガイドライン」の周知を継続するとともに、さらに教育現場に浸透させるため、実践的な内容を盛り込んだ体罰等防止研修を実施しました。

主な課題と今後の取組の方向性

【5－1】令和の日本型学校教育の実現に向けた教員の育成

・令和 6 年 8 月に実施した市政アンケートと保護者向けのアンケートにおいて、教員の「資質向上」についての意見が多くありました。より一層の資質向上に向けた研修を実施していきます。

・令和の日本型学校教育を実現するため、「環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続ける」「子ども一人ひとりの学びを最大限に引き出す役割を果たす」「子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての能力を備えている」教員を育成します。

・個別最適な学びと協働的な学びを一体的に推進するとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導力向上を図ります。

・経験年数や自らの適性、役割に応じた主体的な研究・研修を通じて、職務や教科に関連する専門的知識や技能の向上を目指します。

・社会的な良識と人権感覚、高いコンプライアンス意識を持ち、子どもや保護者、地域社会から信頼される教員の育成を図ります。

研修で学んだことを今後の教育実践で試してみようと思うと回答した教職員の割合

100％（令和 5 年度 95.3％）

令和の日本型学校教育

全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを実現する教育。

【5－2】教員がやりがいを感じる環境づくり

・教員が教育のプロフェッショナルとして、専門性や強みを活かすことができるよう、風通しの良い環境づくりを進め、教員の学びや挑戦を後押しします。
・時代の変化に柔軟かつ的確に対応した施策を展開するため、新規施策の立案や既存施策の拡充にあたっては、学校現場目線での施策の有効性等の視点も踏まえて、スクラップ&ビルドを原則とします。

令和の日本型学校教育を実現するために

令和の日本型学校教育とは、社会のあり方そのものが劇的に変化する中、子どもがその中で幸福に生きていくために提言された、2020 年代を通じて実現を目指す学校教育のあり方です。「子どもの側に立ち、子どもを主語にする」という学ぶ側からの視点でとらえ直し、全ての子どもの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目指しています。この 2 つの学びを実現するためには、ICT の有効な活用と主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善を行うこと、教員が子どもの学びを最大限に引き出せるように教育に取り組むこと、子どもの学びや教員を支える環境の整備などをすることが必要です。

勤 務 環 境 の 整 備

これまでの主な取組状況

より良い教育の実現に向けた教職員を取り巻く環境整備

・令和２年 10 月末より勤務時間外の電話の自動音声システムを導入しました。

・令和３年度に新たな校務用パソコンを導入するとともに、令和４年度に教職員の時間外在校時間をより正確に把握するため出退勤管理システムを導入しました。

・学校事務職員の標準的な職務を見直し、「尼崎市立学校事務職員の標準的な職務に関する基本要綱」を策定、令和５年７月１日より施行しました。

・令和３年度から全市立小・中学校と特別支援学校に教員の業務支援を行うスクールサポートスタッフを配置しました。

・市内で行っている各種行事（音楽会、書写コンクール、連合体育大会、スピーチフェスティバル等）について、その教育的意義、代替の可能性、当該行事を実施するにあたっての教員の業務負担及び教育課程実施上の負担を総合的に考え行事の見直しを行いました。

・令和３年度から学校給食費の公会計化を行いました。また、学校園徴収金の業務について、学校園現場の意見や他都市の取組を参考にしながら、今後の在り方について研究を進めました。

・令和６年度からは、採点業務の効率化及び負担軽減を図るため、全市立中学校・市立高等学校にデジタル採点システムを導入しました。

・いじめや体罰対応等、専門的な立場から助言を得て、適切に対応できるよう令和６年度からスクールロイヤーを設置しました。

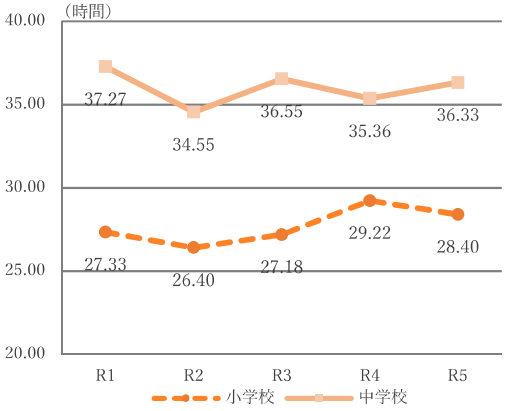

教員の超勤時間/月

主な課題と今後の取組の方向性

【5－3】教員の働き方改革の推進

・教職員の在校等時間は高止まり傾向にあるため、働き方改革をより推進させる必要があります。教員向けアンケートからも特に教頭の高止まりが顕著となっています。

・教職員の在校等時間（特に勤務時間外）の分析を進めるとともに、教職員の意識改革を行うほか、教頭をはじめ教員の事務負担軽減について、例えば、学校園徴収金業務の担い手やより効果的な手法の調査研究を行うなど、職務内容の整理に向けた検討を進めます。

・また、校務のデジタル化や支援員の配置に継続して取り組み、一層の体制の整備を図るほか、国や県には継続して人員体制強化の要望を行います。

教員の時間外在校時間の削減

▲２０％　※R5 年度実績比

（R5 年度小 28.4 時間／月

中 36.3 時間／月）

各論６　学校園・家庭・地域社会一体となった教育の充実

コミュニティ・スクール

これまでの主な取組状況

学校と地域住民などが力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」の全市展開に向けた計画的な導入

・令和６年 10 月末までに、市立小学校 39 校、市立中学校 11 校、市立高等学校１校の計 51 校でコミュニティ・スクールを導入しました。導入校へは、学校運営協議会の運営支援に取り組みました。

・コミュニティ・スクール導入校において、教職員、地域住民、保護者、学校支援活動を行う者などで構成される学校運営協議会を中心に、子ども達にとってより良い学校運営となるよう、学校と地域住民等が力を合わせ、例えば、登下校の見守りや図書の読み聞かせ、キャリア教育等の取組を行いました。

（校）

学校種	実績				合計	予定	
	R2	R3	R4	R5		R6	R7
小学校	5	3	11	12	31	10	－
中学校	0	0	0	3	3	8	6
高等学校	0	0	1	0	1	0	2
特別支援学校	0	0	0	0	0	0	1
合計	5	3	12	15	35	18	9

コミュニティ・スクールの導入実績

主な課題と今後の取組の方向性

【6－1】コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による「地域とともにある学校づくり」の実現

・学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組み、学校と地域が一体となって子どもたちを育てる必要があります。令和７年度末までに、全市立学校においてコミュニティ・スクールを導入し、「地域とともにある学校づくり」の更なる推進を図ります。

・コミュニティ・スクールの効果的な運営に向け、社会教育課や地域課職員等による伴走支援、導入校に対するアンケート調査結果のフィードバック、地域と学校の協働活動に係る様々な事例に基づいた助言、情報共有や研修等を実施します。

・コミュニティ・スクールの取組を進めることにより、各学校の教育目標や目指す子ども像の実現に向け必要となる教育活動のほか、学校施設の環境整備、子どもたちの安心安全の確保などについて、地域の方々を交えて話し合い、学校運営上の課題解決等を図ります。併せて、子どもたちが地域と関わることで、地域の一員としての自覚を高め、規範意識を学ぶことができるよう、地域学校協働活動を通じて自主的・実践的に取り組む教育活動を行います。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動により、学校が抱える課題等の解決策が見いだせたと回答した学校の割合

60%

（令和５年度時点 23.5%）

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について

本市では、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを目指し、学校と地域との緊密な関係づくりに取り組んでいます。

学校では教員の不足や負担の増大、それに伴い子どもたちへのきめ細かな対応が困難になってきています。一方、地域では少子高齢化やライフスタイルの多様化によるコミュニティの希薄化や担い手不足などの課題が生じています。そのため、地域住民等が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」と学校・地域が互いにパートナーとして協働して行う「地域学校協働活動」の一体的な推進を図り、学校と地域住民等が力を合わせることにより、学校運営上の課題解決や、併せて地域コミュニティの振興にもつながるよう取組を進めているところです。

例えば、登下校の見守り活動や学校の環境整備、体験学習など、学校のため、子どものため地域の方々の協力を得て、様々な活動を実施しています。

「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」は、学校、子ども、それに関わる地域にとって、それぞれが嬉しくなれる「Happy Happy」な関係づくりを目指しています。

学校運営協議会の様子

地域クラブ活動

これまでの主な取組状況

部活動の地域クラブ活動移行に向けた取組の実施

・学校部活動の地域クラブ活動への移行については、スポーツ団体や学校関係者などで構成する「尼崎市地域クラブ活動検討協議会」において、地域クラブ活動の取組への理解をいかに得ながら広げていくか、その手法や仕組みについて議論を進めました。また、令和５年度より国の実証事業を活用し、モデル校３校の 13 運動部、１文化部において、休日を中心に学校管理外の活動として地域のスポーツ団体等による生徒への指導等に取り組みました。

主な課題と今後の取組の方向性

【6－2】多様なスポーツ活動及び文化・芸術活動に関わることができる環境の確保

・少子化や教員不足により部活動の種類が減るなど生徒の経験機会が縮小しており、学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた取組を一層進め、生徒が多様なスポーツや文化・芸術に関わることのできる環境を確保する必要があります。そのため、事業者や地域団体等の様々な担い手による地域クラブの設置・活動を支援するなど、子ども達の多様な学びを支える体制づくりを進めます。

部活動が地域クラブに移行した割合
100％（令和５年度時点 0％）

地域クラブ活動について

学校の部活動は、世界的にも日本独特のもので、ヨーロッパなどでは、いわゆる「外クラブ」が一般的です。

部活動は人間関係など様々な学びの場であるとともに、教員による教育的な指導が及ぶといった利点があります。

一方、少子化や教員不足が進む中、部員数が減り廃部する部活動が増えるなど、生徒の学びの機会を今後も確保することが難しくなっています。

そうした中、現在、国の主導により、学校単位で実施している部活動を地域単位での活動へ移行していく見直しが進められています。本市では、スポーツや文化等への子どもたちの興味・関心がより尊重され、多様な学びを得られる環境をまちぐるみで確保していけるよう「地域クラブ」の設置・整備に向けた取組を進め、学区を超えたクラブ選択や、新たな競技等の経験機会を確保するなど、子どもたちの可能性を広げていこうとしています。

青少年健全育成・非行防止

これまでの主な取組状況

青少年健全育成・非行化防止に向けた、少年補導委員による補導活動や標語・パネル展等による啓発活動の実施

・青少年の健全な育成と非行化防止のために活動する少年補導委員による街頭補導活動や啓発活動等を実施することにより、青少年の問題行動の早期発見等に取り組みました。

・市民が青少年の非行問題を地域の問題としてとらえ、その防止に取り組むよう、青少年健全育成・非行化防止標語の募集やこども家庭庁の「秋のこどもまんなか月間」等に合わせたパネル展を実施しました。

主な課題と今後の取組の方向性

【6－3】青少年健全育成・非行化防止に向けた、補導活動や啓発活動の継続

・近年、青少年による目立った不良行為が減少する中で、少年補導委員の活動についても、補導内容が声かけや指導などによる見守りへと変化しつつあります。そうした中、尼崎市少年補導委員連絡協議会の意見等を参考としながら、引き続き、活動の内容や体制の在り方について検討し見直しに取り組みます。

・市民が青少年の健全育成・非行化防止に関心を寄せてもらえるよう、標語の募集、パネル展の開催など、効果的な啓発活動に取り組みます。

各論７　市民の多様な学びと活動を支える機会の充実

歴 史 ・ 文 化 財

これまでの主な取組状況

地域の歴史を学ぶ機会の充実に向けた取組

・令和２年 10 月に、本市の歴史に触れ、学ぶことができる歴史文化の拠点として歴史博物館を開館しました。尼崎の歴史をわかりやすく伝える常設展示や特別展・企画展を実施するほか SNS 等を活用した情報発信に努めました。

・令和５年３月に、本市に現存する最古の洋風建築物で、工業都市尼崎の歴史を象徴するシンボルである旧尼崎紡績本社事務所（前ユニチカ記念館）を取得しました。

・文化財を守り伝え活かしていくための仕組みとして新たに文化財保存活用基金を設置しました。

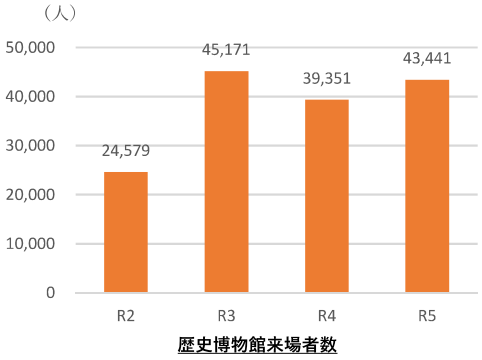

歴史博物館来場者数

主な課題と今後の取組の方向性

【7－1】文化財保存活用地域計画の策定と推進

・歴史・文化は、市民がわがまちを知り、誇りと愛着を感じるために重要な要素です。地域総がかりで有形・無形の文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげ、後世に伝える取組を推進するため、文化財保存活用地域計画を策定します。

【7－2】歴史博物館の魅力向上と情報発信

・尼崎にゆかりのある歴史資料や文化財の積極的な展示・公開や SNS 等を活用した効率的な情報発信、市民ボランティア等と連携した市民が文化財に触れる機会の提供により、尼崎の歴史・文化財に対する関心を高め、シビックプライド*の醸成に努めます。

・歴史資料等のデジタル化を図り、遠隔地からのアクセスにも対応するデジタルアーカイブ*の充実を図ることにより、尼崎の歴史・文化財に触れていただく機会を広く提供するなど、歴史博物館の周知と魅力向上による来館促進を図ります。

歴史博物館年間来場者数
50,000 人
（令和５年度 43,441 人）

シビックプライド
市に対する市民の誇りと愛着のこと。

デジタルアーカイブ
資料をデジタル化し、インターネットでその資料を検索・閲覧できるようにすること。

尼崎の歴史

尼崎は猪名川と武庫川という二つの川が運んできた土砂によって土地が形成されてきました。原始には川と大地、さらには海からの恵みを得られるこの地で、人々の居住がはじまります。古代から中世には大和・難波・京といった政治・経済の中心地と、西国・瀬戸内を結ぶ海陸交通の要地として栄えました。さらに江戸時代に入ると大坂の西の備えの城が築かれ、城下町として発展します。近代には大阪に近い立地を生かし、日本でも有数の工業都市となっていきます。

尼崎の歴史は非常に深く、豊かな歴史文化が存在します。原始から現代に至るまで、交通・交易・交流の要衝地として発展を遂げ、様々な人々が行き交う活気あふれる豊かな歴史を有しています。

図 書 館

これまでの主な取組状況

図書サービスの充実に向けた取組

・図書館へ来館することなく読書ができる「あまがさき電子図書館」を開設し、「いつでも、どこでも」読書に親しむ機会を提供しました。

・図書室のある生涯学習プラザなどで読書推進を展開するため「読書を通じたまちじゅう学び事業」を実施し、地域における図書館機能の充実を図りました。

・スマホアプリなどを導入して図書館を利用しやすい環境を整えました。

・学校の授業や子どもの家庭学習に電子図書館を活用する取組を進めています。

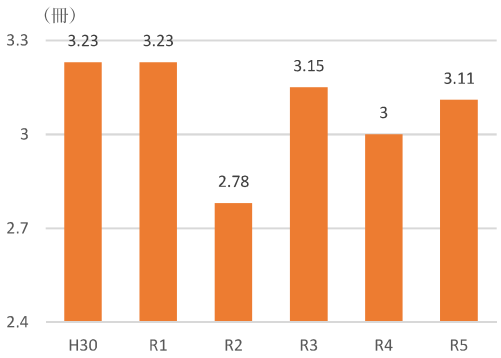

市民１人あたりの貸出冊数

主な課題と今後の取組の方向性

【7－3】図書サービス網のさらなる充実

・阪神間各市町の図書館と比較すると、市民１人あたりの貸出冊数（令和５年度実績）は、尼崎市を除く阪神間各市町の平均 7.10 冊に対し本市は 3.11 冊と低くなっています。

・図書館は「知の拠点」として、市民の生涯学習の推進と豊かな生活を確保するため、さらなる機能の充実が求められており、建替えを予定している新北図書館については、新たな学びと交流、魅力発信の拠点となるよう整備を進めます。

・また、図書館、歴史博物館、総合文化センターの連携強化や図書館資料の IC 化等、より利用者の利便性を向上させ、来館者数、貸出冊数増に向けた取組を進め、同時に地域バランスを考慮した図書サービス網のさらなる充実を目指します。

・さらに、急激に変化する時代における個々の資質・能力を育む上で必要な読解力や想像力、思考力、表現力等を養うため、すべての子どもたちへ読書に親しむ機会を与えられるよう学校園・地域・家庭と連携しながら、読書推進活動に取り組みます。

市民１人あたりの貸出冊数
6.62 冊（令和５年度 3.11 冊）

中央図書館

読書活動の推進

本市では、平成 13 年 12 月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成 18 年 8 月に「あまがさき子どもの読書推進活動計画」を策定し、子どもたちの読書習慣の定着に向けて取り組んできました。例えば、図書館では、親子連れが過ごしやすいスペースの拡充や子ども向け事業の充実、児童図書の購入割合を増やすなどに取り組み、個人貸出における児童図書の割合は平成 19 年度の 38.86%から令和 5 年度には 52.94%に伸びています。

同法律に基づき、国が令和 5 年 3 月に「第 5 次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を、兵庫県が令和 6 年 3 月に「ひょうご子どもの読書活動推進計画（第 5 次）」を策定しました。本市においても、子どもたちの更なる読書推進に向けて、国や県の計画の主旨を踏まえ、現行計画に代わるものとして、尼崎市教育振興基本計画に次のとおり読書推進活動の指針を定めるものとします。

◇急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠です。すべての子どもたちへ読書に親しむ機会を与えられるよう学校園・地域・家庭と連携しながら、次の 3 つの段階において読書推進活動に取り組みます。

1　乳幼児期における子どもの読書活動の推進（地域や就学前教育施設、保健所等での取組）
2　学校等における子どもの読書活動の推進（朝読書、学校図書館の充実、各教科での活用）
3　図書館等における子どもの読書活動の推進（児童サービスの充実、ボランティア養成、学校等関係機関との連携、電子図書館の活用、市内図書施設での取組）

北図書館の整備について

現在の北図書館は昭和 54 年に開館し、尼崎市北部地域を中心とした図書サービスの拠点として、児童サービスや身障サービスに重点を置いて取り組んできました。

建築されてから 45 年以上が経過しており、建物の老朽化が進行しているため、貸館機能を備えた複合施設として大井戸公園へ建替え移転することが決定しています。

建替えを進めるにあたっては、「尼崎市立図書館基本的運営方針」の基本理念に基づき、「知の拠点」として市民に寄り添い、市民のより豊かな暮らしや歴史、文化を活かしたまちづくり、まちの魅力向上に資する図書館を目指します。また、市民の意見を広く聞きながら、市民の学習・交流の場として「静」と「動」の両方の活動ができるスペース・設備を検討し、様々な人が集い、学び、その成果を生かす「交流拠点」となる図書館にしていきます。

ス ポ ー ツ 振 興

これまでの主な取組状況

地域スポーツ環境のさらなる充実に向けた取組

・スポーツ教室やスポーツイベントなど、市民が気軽にスポーツやレクリエーション活動に参加できる機会と場の提供を行いました。
・本市にゆかりのある「クボタスピアーズ」、「SEKISUI チャレンジャーズ」と地域や学校と連携したスポーツ教室を実施しました。
・学校運動施設の開放や、地区体育館における多様なスポーツプログラムの提供を行いました。
・各地区体育館での健康づくり教室事業などにより、健康づくりや介護予防に取り組みました。
・各地区体育館は、順次大規模改修を実施していますが、老朽化が著しい武庫体育館・大庄体育館は老人福祉センターの機能を統合した施設の整備を進めました。

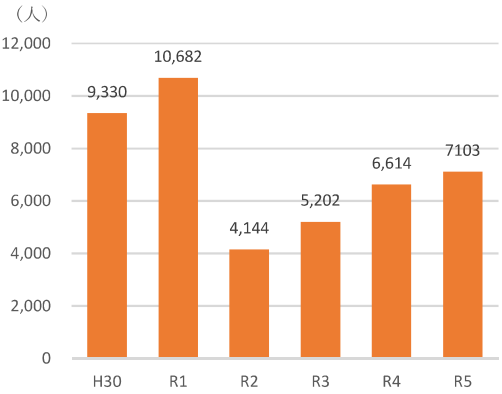

生涯スポーツ・レクリエーション事業参加者数

主な課題と今後の取組の方向性

【7－4】健康ふれあい体育館等を中心としたスポーツに触れる機会の確保

・健康ふれあい体育館の供用が開始される中、年齢や性別、障害の有無等を問わず誰もが気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりができるまちづくりを進めていきます。
引き続き、多様な主体とともに、市民がスポーツに関わることができる様々な機会を設け、スポーツのまち尼崎を体現していきます。
・スポーツ施策全体として、健康づくりや介護予防といったより公益性の高い分野への取組を強化していきます。

健康を意識した運動やスポーツを行っている市民の割合
50%（令和５年度時 45.4%）

誘致大会観戦者及び市民スポーツ大会参加者数
81,000 人
（令和５年度時点 45,274 人）

あまがさきリレーマラソン

SEKISUI チャレンジャーズとの連携

地域学校協働活動

これまでの主な取組状況

地域学校協働活動推進員を中心とした「地域学校協働活動」による活動機会の提供

・子ども達や学校のニーズに合わせ、地域の豊かな社会資源を活用し、より効果的な支援が行われるよう調整する地域学校協働活動推進員を全市立小学校に配置するとともに、コミュニティ・スクールの導入に合わせ、順次、他校種にも配置しました。

・地域学校協働活動推進員を中心に、地域住民、保護者、各種団体、地域課等の幅広い主体の参画を得ながら地域学校協働活動を実施することにより、地域全体で子ども達の学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」の推進に取り組みました。

主な課題と今後の取組の方向性

【7－5】地域学校協働活動を通じた活動機会の充実

・様々な地域の主体がこれまで学んできたことや経験を活かし、子どもたちの育ちを地域ぐるみで支えることにより、学校を核とした地域ネットワークが広がるよう取り組みます。

・保護者や地域住民、各種団体等に対して、地域学校協働活動の効果や魅力等についての継続的な周知を図り、活動への参画の輪を広げます。

・学校管理職や教員に対して、地域人材の活用が子ども達の学びの充実や成長を支えることに繋がることの周知や、各学校における好事例等に関する情報提供を行うことにより、より充実した地域学校協働活動の推進を図ります。

地域学校協働活動の様子

社 会 教 育

これまでの主な取組状況

人権教育小集団学習などによる学びの場の提供

・PTA をはじめとした市民の主体的学習を推進するため、継続した人権教育小集団学習グループ活動の促進及び人権教育のリーダー育成に資する研修会等を実施しました。

主な課題と今後の取組の方向性

【7－6】人権の学びを支える機会の充実

・人権問題が複雑化・多様化する中、人権教育小集団学習を通じて、市民が身近な人権問題の事象に気付き、知る機会を設けていますが、学習活動グループ数が減少傾向にあることから学習内容のさらなる充実を図るとともに、学校園のホームページを活用するなど活動の魅力を PR していきます。

・学習会の助言者としての担い手である「人権啓発推進リーダー」の高齢化が進んでいることを踏まえ、引き続き人権教育に係るリーダーの育成・発掘に努めます。

・多様化する人権問題について、決して「誰かのこと」ではない身近な問題として受け止められるよう引き続き、リーフレットや学習会等を通して啓発に努めます。

人権啓発推進リーダー研修の様子

これまでの主な取組状況

生涯学習の場所づくり

・歴史博物館において、市民と協働で体験学習活動や出土資料の整理作業等を実施する教育普及活動を行っています。文化財資料保存活用サポートボランティアやれきし体験学習ボランティアと協働するほか、講座や教室も開催しました。

・図書館では、親子を対象とした講座や児童対象の行事をボランティアと協働で行うほか、利用頻度が少ない成人層を対象とした講座等を実施し、利用促進及び読書推進を図りました。

・美方高原自然の家を指定管理者に管理運営を行わせることで、効果・効率的な施設運営と自然体験活動を通した生涯学習の提供を行いました。

主な課題と今後の取組の方向性

【7－7】地域の歴史や図書等を通じた学習の支援の継続

・市民の歴史や読書等の教養に対する関心を高めていくためには、それらに触れあう機会を創出することが重要な要素となり、読書に親しむきっかけとなる事業をボランティアや各関係機関と協働で継続的に実施し、図書館、図書室の利用拡大に努めます。

・また、歴史博物館では、引き続き市民と協働で体験学習活動や出土資料・地域の歴史資料の整理作業等を実施するとともに、学校とも連携し、博物館での教育普及活動等の充実を図ります。

教育普及事業の参加者延べ人数
3,120 人
（令和５年度時点 2,914 人）

図書館行事参加者数
12,000 人
（令和５年度時点 8,833 人）